タイトル	パナマ文書
著　　者	渡邊 哲也（わたなべてつや）
出 版 社	徳間書店
発 売 日	2016 年 5 月 31 日
ページ数	205 ページ

中米パナマ拠点の法律事務所「モサック・フォンセカ」から流失した内部資料である。流出の経緯は、以下のとおりである。

・2014 年末に、ある人物が南ドイツ新聞の記者に暗号化されたチャットを通じ、連絡をつけてきた。

・その人物は、「犯罪を公にしたい」といった。

・実際には顔は会わしておらず、連絡は暗号化されたチャットのみだった。

・理由は、「情報を暴けば命がなくなる」からだという。

1977 年～2015 年 12 月までの記録で、記事は 1150 万点に及び、文書サイズも 2.6TB（テラバイト：文庫本で 2 万 6000 冊分）と膨大である。

南ドイツ新聞が入手したのは１年前。一社では手に負えないと判断した同社は、７６カ国、１０７の報道機関と提携し、３７０人以上のジャーナリストを擁する国際調査報道ジャーナリスト連盟（ＩＣＩＪ）と情報を共有して解析作業を進めているという。

各国首脳らによるタックスヘイブン（租税回避地）の利用実態を暴露し、アイスランド首相が辞任に追い込まれるなど影響が広がっている。また、中国の習近平国家主席の親族の口座の問題は、今後体制を揺るがす問題に発展するかも知れない。

かってスイスの銀行は、銀行秘密保護法によって、顧客の情報を完全に秘匿（ひとく）できるようになっていた。永世中立国であるスイスはこうした秘匿性を確約することで、世界中の富裕層のお金を集めることができた。スイスの銀行は「最も安全な銀行」とされていたが、安全というのは、犯罪者や課税逃れなどの不正行為を行う者にとっても安全だということである。

しかし、2009 年以降、アメリカは「テロとの戦い」や、「富裕層の租税回避を防止するた

め」に、スイスに対して銀行秘密保護法を撤廃し、アメリカ人の口座の情報を提供するよう求めた。

そして、もし拒否するならば、「アメリカ愛国者法」を適用してアメリカ市場からスイスの金融機関を締め出すと脅した。実際、アメリカの IRS(内国歳入庁)は、スイス金融大手の UBS に対して、アメリカ富裕層の脱税を幇助(ほうじょ)した罪で約 790 億円の制裁金を科した。

これにスイスは音を上げ、以後、スイス国内の銀行情報がアメリカや世界各国の金融当局に提供されるようになった。

パナマ文書は、ある意味でこれは、アメリカとイギリスの２つの金融大国の争いの一環としてみることもできる。

アメリカは中国に対して現在、「航行の自由作戦」をはじめ、様々な中国封じ込め戦略を展開している。しかし、これを邪魔しているのがイギリスである。

イギリスは 2015 年 3 月 11 日、中国が主導する AIIB に対して、西側諸国として最も早く支持を打ち出した。このイギリスの動きを見て、他の西側諸国も雪崩を打ったように AIIB への参加表明が加速した。

アメリカや日本が「不透明性などを理由に参加見送り」を表明し、また、「南シナ海での中国の勢力拡張」に対する警戒心が広がる中でイギリスが AIIB への参加を表明したことは、民主主義国として価値観を共有する西側諸国の思惑の違いを印象付けた。

加えて、2015 年 11 月 30 日、IMF は中国人民元を 2016 年 10 月以降に SDR（特別引出権）の構成通貨に組み入れると発表、中国の悲願である人民元の国際通貨入りへの道が開けたが、これを支持したのもイギリスであった。

中国が主導する「新シルクロード構想」や AIIB においても、ゆくゆくは人民元決済に切り替えるつもりだ。要するに、ブレトンウッズ以降のドル支配体制を崩そうというわけである。

この中国の野望を後ろから支援したのがイギリスであった。そして中国とイギリスを結ぶキーマンとなったのが、イギリスの財務大臣であるジョージ・オズボーンである。オズボーンは「大英帝国の復活の夢」を露骨に言い立てている。

現状ではイギリス一国の力だけではどうにもならないので、巨大化してきた中国の力を借りるという路線に踏み込んで、オズボーンは中国に出かけて行って「ウィグルは中国の領土だ」といって習近平を喜ばせた。

基本的には、ヨーロッパ各国は中国は「怖くない」、「煩わしくもない」ということで、中国を上手く利用したいという気持ちが常にあり、また「ドルの力を削ぎたい」という気持ちも大多数のヨーロッパ人にある。

逆に言えば、「中国の野望」は「イギリスの野望」を裏から支えているというわけである。

読売新聞に以下のような記事が載った。国際的な税制のルールを話し合う OECD の租税委員会は 2016 年 6

月 30 日、京都市で会合を開き、課税逃れ対策に非協力な国・地域を特定するための基準を決めた。OECD はこの基準に沿って、来年以降、課税逃れ対策に後ろ向きな国・地域を列挙した「ブラックリスト」を作成する。日米など OECD 加盟国は、リスト入りした国・地域に経済制裁を行うことも検討する見通しだ。

タックスヘーブン（Tax haven：租税回避地）の利用実態を暴露した「パナマ文書」の問題を受け、銀行口座などの情報を他国に開示しようとしないタックスヘーブンへの圧力を強める狙いがある。

基準は、

① 各国の税務当局間で金融機関の口座情報を年に 1 回、自動的に交換する仕組みに参加していない。

② 口座情報などを交換する条約を多くの国と結んでいない。

③ 他国から情報開示の要請を受けても十分に応じない

の 3 項目でチェックする。

基準が、他国に対する銀行口座などの情報公開を重視する内容になったのは、日本を含む各国の税務当局が、脱税などが疑われる企業や個人の資産の流れを追跡しようとしてもタックスヘーブンで途絶えてしまうケースがあるためだ。OECD の統計によると課税逃れによって失われた法人税収は、世界で最大約 24 兆円にのぼるという。

世界には大金を稼いでいるのに、税金は払わず、社会に寄生して旨い汁だけを吸っている「ただ乗り組」が、大企業や大富豪として幅を利かせているが、そんなとんでもない世の中もついに終わりに近づいてきた。金融の透明性がいかに重要かが叫ばれている

こうして連鎖的にこれまで閉ざされていたタックスヘーブンの情報が明らかになってくることによって、世界経済は大きな影響を受けることになる。

リーマンショック後、アメリカの不始末で金融がおかしくなった。これではいけないということで、

一つは、金融の流れを監視しなければならない。

二つ目は、ドルのだぶついたお金がテロリストに回って、IS のようなテロリスト集団を生んでしまった。

などの動機からアメリカは断固取り締まろうという方向になった。慌てたのはシティである。これはアメリカのシティ潰しの戦いでもある。

中国当局も、経済の減速傾向が強まる中、地下銀行の摘発に力を注ぐようになった。2015 年 11 月には、浙江省の公安庁が中国本土から持ち出しが制限されている人民元を香港などに違法に送金していた地下銀行を摘発している。その額は、これまで摘発された中で最大の約 8 兆円という。日本の消費税を 1%上げると約 2 兆円の税収増になると言われているので、消費税 4%に相当する額が、この 1 件の摘発だけで押収されている。まだ摘発されていない地下銀行全体となると、一体どのくらいの額になるのか、想像もできない。

中国では、共産党幹部までもが汚職による資金を海外へ逃がしているという現実がある。要するに、「泥棒が泥棒を取り締まる」ようなものだ。パナマ文書でこうした中国共産党幹部の海外送金の実態が明らかになる可能性も十分ある。そしてそれは、下手をすれば習近

平政権どころか、中国共産党一党独裁体制の命取りになりかねない。

案の定、中国のインターネット検索大手、百度（バイドゥ）でも「パナマ文書」で検索すると、「検索結果は関連の法律と政策に合致しないので表示できません」のメッセージが表示されるという。

また、パナマ文書ではプーチン大統領に関連した 2200 億円の取引が明らかになっているが、ロシアは現在、ウクライナ問題で金融制裁の影響が大きく出始めており、ロシア国内には外貨がない状態で、チーズや外国産品が徐々に品不足になってきている。非常に支持率の高かったプーチンも、さすがに支持率が低迷気味になり始めている。

2015 年のシャングリラ会合において、ASEAN 各国は日米を完全に味方につける形となり、ベトナムやマレーシア、フィリピンなどは、いつ中国と戦争を起こしてもおかしくないような状況にある。もし、中国と ASEAN の国が局地的でも衝突して紛争に発展した場合、アメリカは当然、ロシアに対して行ったような金融制裁を中国にかける可能性もある。

必然的にパナマ文書も、そのベースとして利用される可能性がある。中国の不正な取引が大量に見つかった場合、SDR の構成通貨入りも不可能になる。そのような国の通貨に国際的な信認を与えるわけにはいかないからである。

実際、G20 では租税回避対策とともに、企業の汚職などに対する「B20（ビジネス 20)」を推進していたわけであるが、中国が議長国になったことで、この機能が停止している。

「パナマ文書」は、日本の暴力団等の反社会的勢力にメスが入る可能性が強い。既に、政府はバミューダ、ケイマン諸島、英領バージンと租税交換協定を締結し、パナマについても早期の租税情報交換で合意している。

そして、「マイナンバー制度」は、強力な武器となる。外国人住民票の発行も開始され、本名と通名を記載可能であるが、あくまでも通名は併記可能という位置づけに過ぎない。

かっての最貧国の中国が今は大きな顔をしてお金で他国を威圧するなどということは 5 年位前までは夢にも考えられなかった。

しかし、中国人や香港人などが大量に資産移動をしてきたという実態があり、パナマ文書の存在によってこれらの解明が進むとみられている。記録は 1977 年からだといわれているので、1997 年の香港返還に絡む取引も明らかになる可能性がある。

パナマ文書によって、香港返還時からの資金移動の流れがより明確になってくる可能性がある。これらによって長年にわたる中国人の資金の流れが明らかになってくるであろう。

2016.6.30